

特定外来生物の防除に係る責務規定 及び支援策について

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
室長補佐 高瀬 裕貴

外来生物法における責務規定（R4改正にて新設）

改正前：責務規定なし

※特定外来生物対策の主体に関する明確な規定はなく、防除の規定では国が必要があるときに防除を行い、それ以外の地方公共団体や民間事業者については国の確認等を受けて防除できる、という規定であった。

国の責務（第2条の2）

（総論）

・総合的な施策の策定及び実施

・地方公共団体の施策の支援、事業者、国民又は民間団体の活動促進

（必要な措置）

・未定着又は局地的に分布する
特定外来生物の被害・まん延防止

・生物多様性の確保上重要な
地域での生態系被害防止

都道府県の責務（第2条の3）

・被害の発生状況等の実情に応じた、我が国に定着した特定外来生物の被害防止

市町村の責務（第2条の3）

・被害の発生状況等の実情に応じた、我が国に定着した特定外来生物の被害防止に努める

事業者及び国民の責務（第2条の4）

- ・外来生物に関する知識と理解を深め、適切に取り扱うように努める
- ・国及び地方公共団体の施策に協力する
- ・物品の輸入、輸送又は保管を請け負わせる者は、請け負った者が外来生物法を遵守できるよう配慮

関係者の協力（第2条の5）

国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他関係者は、相互に連携協力を努める

特定外来生物防除等対策事業（交付金）



【令和5年度補正予算（案）400百万円】

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

- ・地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する
- ・昆明・モントリオール生物多様性枠組のターゲット「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」の達成

2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、令和5年4月に施行された。これにより、都道府県は、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることが、市町村はそれに努めることが責務となった。加えて、同法に基づき、国は地方公共団体における施策の支援に必要な措置を講ずることが責務となった。

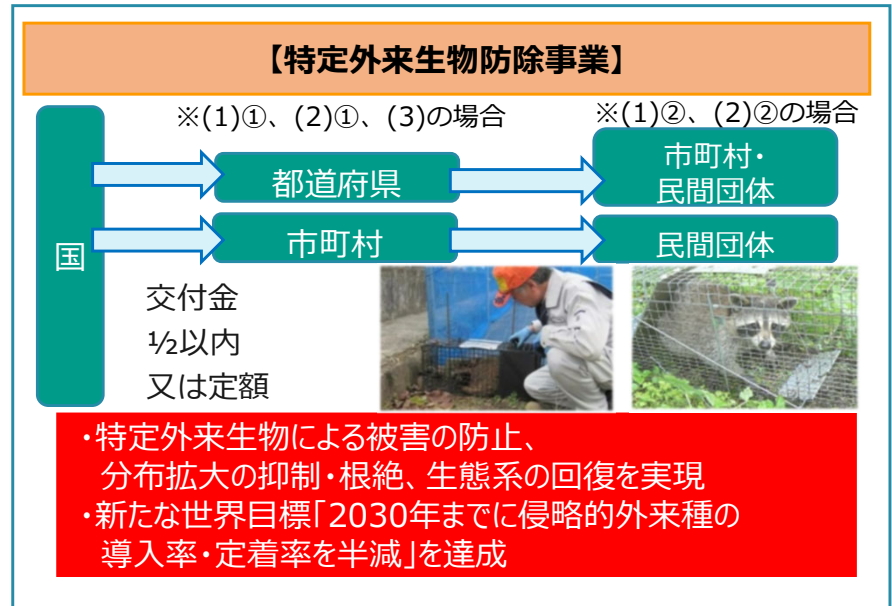
新たな世界目標「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」や同法に基づくこれらの責務規定を踏まえ、**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止**に向けて、**地方公共団体**が主体的に取り組む特定外来生物防除事業について、交付金により支援を行う。

- (1) 特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
 - (2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限250万円※）
 - (3) 外来種対策戦略検討等事業（定額、上限250万円※）
- ※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/2以内）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



- (1) 特定外来生物の防除
- (2) 個別種の早期防除計画策定（調査、防除の実施等）
※（1）及び（2）について
 - ①都道府県・市町村が自ら行う防除事業
 - ②市町村・民間団体が行う防除に対する都道府県補助、民間団体が行う防除に対する市町村の補助
- (3) 外来種対策全般の総合戦略策定、対策を行うべき外来種のリスト化に必要な調査・検討等

特定外来生物の防除等の対策に係る特別交付税措置について

令和5年度から**特定外来生物の防除等対策事業が特別交付税措置の対象となり、
地方公共団体の自己負担が実質、最大で1/4又は7/10に軽減**されています。

○従来の交付金より予算規模・メニューを拡充した「特定外来生物防除等対策事業（交付金）」を創設し、
地方公共団体が行う事業費の1/2以内又は定額で支援を行います（R5年度対応予算案：3.5億(R4補正2.5億含む)）。

○新たに、地方財政措置として地方公共団体が特定外来生物（※）の防除等対策に要する経費について、以下のとおり**特別交付税措置の対象**となり、地方公共団体の自己負担が軽減されます。

＜特別交付税措置の内容＞

①環境省の交付金を受けて実施する事業について、地方公共団体負担分（裏負担分）の5/10

⇒ **地方公共団体の自己負担 実質 1/4**

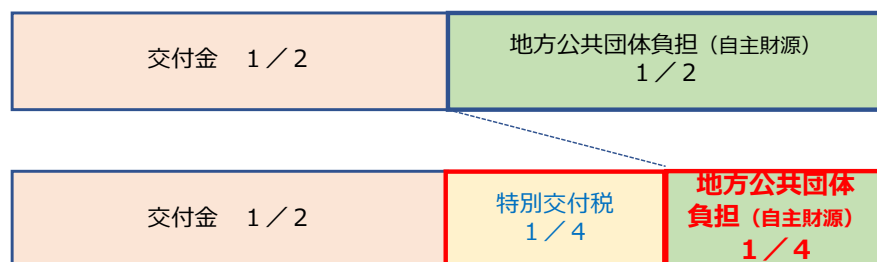
（※交付金が最大限交付された場合）

②地方公共団体が単独で（環境省の交付金を受けずに）実施する事業について、その事業費の3/10

⇒ **地方公共団体の自己負担 実質7/10**

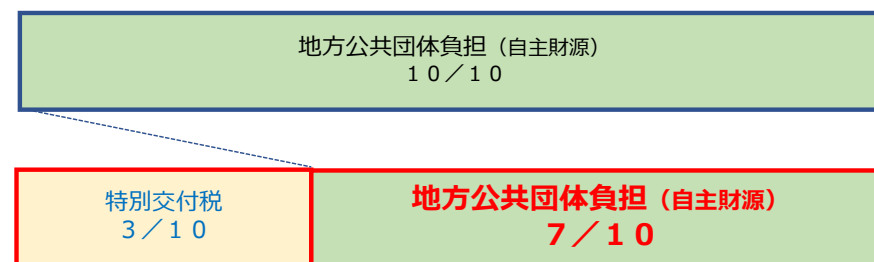
★事業費のうち1/2の範囲で環境省の交付金を受けて事業を実施する場合
（交付金が最大限交付された場合）

★単独で（環境省の交付金を受けずに）事業を実施する場合



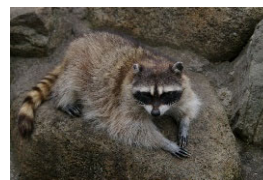
これまで

令和5年度から



※対象となる特定外来生物は159種類（令和5年9月時点）

- ・動物：アライグマ、ヌートリア、オオクチバス、クビアカツヤカミキリ、アルゼンチンアリなど140種類
- ・植物：ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ、オオキンケイギクなど19種類



アライグマ



クビアカツヤカミキリ



ナガエツルノゲイトウ

交付金、特別交付税措置の詳細について：環境省HP



 **日本の外来種対策**

環境省 > 自然環境局

文字サイズ **標準** 大 特大

 外来生物法 特定外来生物等一覧 外来種問題を考える **外来種の防除** 広報・写真・会議等の資料

防除に関する交付金、特別交付税措置

 > [外来種の防除](#) > 交付金、特別交付税措置

地方公共団体が行う特定外来生物の防除等への財政支援

- 令和5年4月に施行した改正外来生物法により、都道府県は、被害の発生状況等の実情に応じ、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることとなり、また、市町村もそれに努めることとなりました。
- これを受け、環境省では、地方公共団体が行う特定外来生物の防除等について、新たに2種類の財政支援に係る制度を設けました。
- 従来から行っていた[防除マニュアル等による技術的な支援](#)に加え、上記の財政支援により、地方公共団体の取組を支援します。

1. 特定外来生物防除等対策事業（交付金）

特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討されている生物による生態系及び人の生命・身体に係る被害の防止に向け、地方公共団体が行う事業について、交付金により支援を行います。

- ▶ [特定外来生物防除等対策事業交付要綱](#) [PDF 211KB]
- ▶ [特定外来生物防除等対策事業交付要綱別表第1～3](#) [PDF 1,057KB]
- ▶ [特定外来生物防除等対策事業交付要綱様式第1～15](#) [Word 122KB]

環境省HP：防除に関する交付金、特別交付税措置

■ <https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/zaiseishien.html>